

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道砂川市

### 2 構造改革特別区域の名称

砂川市セダン型輸送特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

砂川市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

砂川市は、道都札幌市と道北の拠点都市旭川市のほぼ中間点に位置しており、北は空知川を挟んで滝川市、東は夕張山系を境に旧産炭地の赤平市、歌志内市、上砂川町、南は奈井江町、西は石狩川を挟んで穀倉地帯の新十津川町に隣接し、工業・農業・商業がバランスよく発展している都市である。

広さは、東西10.5km、南北12.7kmで総面積は78.7km<sup>2</sup>あり、交通環境としては、国道12号や北海道縦貫自動車道、JR函館本線といった北海道における陸上交通の大動脈が南北に縦断しているという高い交通の利便性がある。しかし、JR及びバス路線については、主に国道に沿って人口集中地区で運行されており、市内全域をカバーできる状況になく、市民の多くは移動手段を自家用車に頼っている状況である。

砂川市の人口は、20,155人(平成17年11月30日現在)であり、このうち65歳以上の高齢者は5,567人で、その比率は27.6%に上っている。

また、高齢者世帯の状況は(平成17年9月1日現在、民生児童委員調べによる)独居高齢者世帯が842人、高齢夫婦世帯が1,343人になり、全体の39.2%が高齢者のみの世帯となっている。この他に身体障害者1,245人(平成17年3月31日現在) 在宅の知的障害者80人(同) 精神障害者55人(同)が市内で生活しており、高齢者や障害者等の移動に制約を受ける者が多数存在しており、そうした移動制約者に対する支援策の整備が急務となっている。

#### (1) 移動制約者の状況

##### 知的障害者

砂川市における療育手帳を所有する知的障害者は263人で(平成17年11月30日現在) このうち社会福祉法人が運営する知的障害者更生・授産各施設に45人が入所しており、47人が通所により更生・授産各施設を利用して自立訓練を行っている。

その他は家族と同居又は社会福祉法人が運営するグループホーム等で生活している。

支援費制度の居宅生活支援サービスの支給決定者は80人いるが、それぞれ支援

を受け慣れ親しんだ事業所支援員により生活全般並びに通院、就業支援などのサービスを受けている。

知的障害者の障害特性として、介護者や環境の変化により、時にはパニックに陥る場合があり、特に重度の者は、公共交通機関の利用も単独では困難で、通院などの送迎についても、できるだけ環境を変えずに通常のサービスと同じ介護者による支援が特に有効である。身体に障害のある重複障害者については、肢体不自由障害者と同様に福祉車両での輸送が必要であるが、身体に障害のない知的障害者については、慣れ親しんだ支援員が運転・介助するセダン型車両での輸送が必要である。

居宅生活支援費支給決定状況（平成17年11月30日現在 数値は延べ人数）

| サービス内容 | 居宅介護 | 短期入所 | デイサービス | グループホーム | 合計 |
|--------|------|------|--------|---------|----|
| 人数     | 27   | 32   | 9      | 12      | 80 |

### 身体障害者

砂川市における身体障害者手帳交付者は1,251人（平成17年11月30日現在）であり、移動に制約を受ける肢体不自由障害者は724人、視覚障害者は78人である。このうち在宅で支援費制度の居宅生活支援サービスを利用する者が11人（内2人が障害児）社会福祉法人が運営する身体障害者施設の入所者が15人おり、その他の多くは介護保険サービスを利用している。知的障害者と同様に公共交通機関の単独利用が困難であり、多くの者は通院などに家族の協力を得て自家用車等を利用せざるを得ない状況にある。

なお、重度肢体不自由障害者については、福祉車両での輸送が必要であるが、軽度の者、視覚障害者については、セダン型車両による対応が可能である。

身体障害者手帳交付状況（平成17年11月30日現在）

| 区分 | 視覚 | 聴覚  | 言語 | 肢体不自由 | 内部疾患 | 総数    |
|----|----|-----|----|-------|------|-------|
| 1級 | 21 | 0   | 0  | 60    | 190  | 271   |
| 2級 | 25 | 62  | 0  | 163   | 0    | 250   |
| 3級 | 9  | 25  | 9  | 138   | 33   | 214   |
| 4級 | 6  | 20  | 5  | 206   | 56   | 293   |
| 5級 | 12 | 0   | 0  | 122   | 0    | 134   |
| 6級 | 5  | 49  | 0  | 35    | 0    | 89    |
| 計  | 78 | 156 | 14 | 724   | 279  | 1,251 |

居宅生活支援費支給決定状況（平成17年11月30日現在 数値は延べ人数）

| 区分 | 居宅介護 | 短期入所 | デイサービス | グループホーム | 合計 |
|----|------|------|--------|---------|----|
| 身体 | 8    | 1    | 2      | 0       | 11 |
| 児童 | 4    | 8    | 28     | 0       | 40 |

### 介護保険サービス利用者

砂川市における要介護（要支援）者は778人であり、このうち390人が居宅介護サービスを利用している。要介護（要支援）者への通院等日常生活に関わる外出支援は、在宅生活を支える上で重要な役割を果たしており、このうち介護度が高い者については福祉車両での輸送が基本となるが、身体機能低下が軽度な認知症高齢者、移動制約者については、福祉車両を必要としない場合が多いため、利用希望者のニーズに対応するためにもセダン型車両による対応が必要である。

### 要介護（要支援を含む）認定者数（平成17年11月30日現在）

|         | 要支援 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 計   |
|---------|-----|------|------|------|------|------|-----|
| 第1号被保険者 | 181 | 236  | 87   | 77   | 87   | 80   | 748 |
| 65歳～74歳 | 27  | 41   | 15   | 9    | 10   | 6    | 108 |
| 75歳～    | 154 | 195  | 72   | 68   | 77   | 74   | 640 |
| 第2号被保険者 | 4   | 15   | 4    | 4    | 0    | 3    | 30  |
| 合計      | 185 | 251  | 91   | 81   | 87   | 83   | 778 |

### 居宅介護サービス受給者数（平成17年11月30日現在）

|         | 要支援 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 計   |
|---------|-----|------|------|------|------|------|-----|
| 第1号被保険者 | 119 | 156  | 47   | 22   | 14   | 13   | 371 |
| 第2号被保険者 | 4   | 11   | 2    | 2    | 0    | 0    | 19  |
| 合計      | 123 | 167  | 49   | 24   | 14   | 13   | 390 |

### 精神障害者

砂川市には、社会福祉法人が運営する精神障害者小規模通所授産施設が開設されており、砂川市内37人、近隣自治体より6人の登録があり、通所による就労訓練を行いながら地域で自立した生活を送っている。また昨年10月に開設された精神障害者地域生活支援センターは、砂川市はもとより、管内20万人を許容する北海道内で16箇所目の支援センターとして障害者本人、家族、近隣自治体のニーズに応えるべく活動を行っている。

これらの精神障害者は、家族をはじめ仲間、支援センタースタッフ等の支援により日常生活を送っているが、体調の変化等により精神的に不安定になることがある

など、公共交通機関の利用が困難になる場合が多い。

身体機能障害がないため、福祉車両の使用を必要としないが、保護者の高齢化が進みつつあること、今後ホームヘルプサービスによる移送が必要となることが予想されるため、セダン型車両を使用したNPO等による輸送サービス体制の整備が求められる。

## (2) 公共交通機関の状況

### 路線バス

砂川市内の路線バスは滝岩線上下32本、歌志内線上下43本、上砂川線上下25本、焼山線上下16本、花月砂川線上下8本、向ヶ丘線上下7本が運行されているが、主に国道に沿って人口集中地区で運行されており、市内全域をカバーできる状況ではない。また、向ヶ丘線については平成18年3月31日で廃止され、他の路線についても便数の減が予定されている。

### 鉄道

前述のとおり、JR函館本線が南北に縦貫している。しかしながら、国道、道道の計画的整備により自家用車の普及が浸透しているため鉄道の利用者は年々減少しており、現在特急上下30本、普通上下16本の運行となっている。利用者は通勤あるいは通学する者が中心であり、しかも駅施設はバリアフリー化されておらず、乗降の介助が必要な移動制約者の利用は困難な状況である。

### タクシー事業者

市内には3社のタクシー事業者があり、3社とも福祉車両を運行しているが、全体の所有台数が4台であり、顧客のニーズ全てには対応しきれない状況にある。

バス・鉄道等の公共交通機関は、便数やリフト、ステップアップ車両が少ないなどの課題があり、移動制約者の需要には対応できない部分もあるため、タクシーは重要な交通手段の一つとなっている。しかし、障害者や要介護者には独力によるタクシー利用が困難な者や、知的・精神障害者などには障害特性に配慮した対応を必要とする者が多いため、一般のタクシーがこれらの需要を全て補っているものではない。

### 砂川市内のタクシー事業者の状況（平成17年12月31日現在）

| 会社名            | 車両所有台数 | うち福祉車両台数 |
|----------------|--------|----------|
| 三星ハイヤー（株）砂川営業所 | 16台    | 1台       |
| 砂川北星ハイヤー株式会社   | 17台    | 1台       |
| ふじ交通株式会社砂川営業所  | 17台    | 2台       |

## (3) 自家用車の状況

砂川市の自家用車（乗用車・軽自動車）保有の状況は、平成17年3月31日現在で、13,759台であり、車両一台当たりの人口は1.46人、世帯では

1.52世帯である。

自家用車の保有台数は、モータリゼーションが進むにつれ年々増加傾向にあり、鉄道やバスが衰退する一方で、住民の足として無くてはならないものとなっている。

しかし、知的障害者の多くは、自家用車・運転免許を所有していない者であり、移動を援助する家族が身近に居住していない者などは、タクシー等の交通機関に頼らなければならない、ますます移送サービスの充実が求められるところである。

砂川市の人口と自家用車の保有台数の現状（平成17年3月31日現在）

| 人      | 口 | 世帯数   | 乗用・軽自動車 | 車両一人当たり人口 |   |      |   |
|--------|---|-------|---------|-----------|---|------|---|
| 20,175 | 人 | 9,047 | 世帯      | 13,759    | 台 | 1.46 | 人 |

## 5 構造改革特別区域計画の意義

砂川市において福祉輸送サービスは、障害者や要介護者のうち移動制約者にとって、地域で生活していく上で非常に重要なものと判断するが、緩やかな人口減少に加え、少子・高齢化に歯止めがかからないため、新規企業の地元進出が見込めず、輸送関係の大手民間事業者の参入や、公共交通機関（鉄道・バス）の増便、新規路線の開設予定がない。

よって、地元の福祉関係者が主体となって福祉輸送サービスを支えていかなければならないところである。

福祉車両による住民輸送は、車椅子等を常時使用している者や寝たきりの高齢者の移動手段としては有効であるものの、身体機能低下が軽度な認知症高齢者や、重複障害のない知的障害者などに対する輸送手段にはセダン型車両での対応が必要である。

本特例を活用することにより、地域の社会福祉法人等による輸送体制の整備拡充が図られ、さらに将来的にはボランティア団体等の参入も可能となるため、障害者や要介護者が住み慣れた地域で、健常者と共同した在宅生活ができるなど、地域福祉の充実が図られるものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本市では、第5期総合計画において「しあわせで心のふれあうまちづくり」を基本目標に位置付け、障害者福祉計画や老人保健福祉計画・介護保険事業計画等に基づき、社会福祉や社会保障分野の各種施策を積極的に推進しているところである。今後さらにそれを推進していくためには、障害者や要介護者の移動手段の充実も欠かせない事項の一つである。しかし、現在の交通環境では、今後障害者や要介護者のニーズに対応しきれない状況にあり、本計画の認定を受けることで福祉車両に加えて地域の社会福祉法人やNPO法人等が主体となった一般車両による移動支援が可能となり、障害者や要介護者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるとともに、障害者や要介護者本人のみならず介護者が行う移動介護等の負担軽減にもつながる。

さらに、障害者や要介護者の移動が容易になると社会参加や就労意欲が増大し、健常者との交流機会が増え、障害者等は自らの能力を発揮しようとする努力意識を持つ一方、健常者は障害者等の特性を理解し、ひいては、住民全体がお互いに助け合いながら地域生活を送ろうとする意識の醸成やボランティア等の福祉活動の促進が期待される。

本計画を当市の福祉施策の一翼を担うものとして、市民と一体となったまちづくりをすすめて、「誰もが自分らしく地域で暮らせるまちづくり」を目指すものとする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施により、セダン型等の一般車両での福祉有償運送サービスが確立されれば、障害者・要介護者の身体的・精神的起因による交通事故等に遭遇するリスクを軽減することができ、安全・安心な移動手段が確保されるとともに、外出の機会が増えることにより、移動制約者の自立した生活の維持や生きがい活動が推進され、地域での積極的な社会活動が可能となる。

また、保護者等介護者の負担軽減が図られることから、保護者等の就労機会が確保され、障害者・要介護者を支える保護者等世帯の家計の安定が図られる。

特に、本市には中空知2次医療圏の地域センター病院に指定された市立病院があり、その利用者の半数以上が市外居住者（平成16年度：入院65.4%、外来56.1%）であることから、市外居住者も相当数の市内タクシーを利用している状況にある。加えて、市街地から離れた地区に障害者等の移動制約者のサービス事業所があるため、タクシー利用の集中する時間帯には、これら移動制約者の需要を満たしている状況にはない。これらの需要に応えるためにも、本計画に基づいたセダン型車両輸送サービスが提供される効果は大きい。

以上のことから、本計画の実施は住民が望む「福祉医療が充実した都市」に向けたまちづくりに寄与するものと期待される。

## 8 特定事業の名称

1206(1216)NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 砂川市福祉有償運送協議会に関する連絡調整体制の整備

社会福祉法人等による福祉有償運送が実施できる体制を整備するため、各関係機関の参加により運営協議会を設置し、情報交換等を行いながら市内全域における福祉有償運送の円滑な実施を図る。

( 2 ) 重度身体障害者ハイヤー料金助成事業

実施主体：砂川市

対象者：市内に居住する1級、2級の下肢・体幹機能障害、脳原性移動機能障害者、視覚障害者が通院等にハイヤーを利用する場合に運賃の一部を助成

内容：ハイヤー料金助成券を年22枚交付、1枚当たりの料金はハイヤーの初乗り料金

車両：市内に営業所を有するハイヤー事業者車両

平成16年度利用者：助成券交付者 101人（利用率65.1%）

( 3 ) 敬老助成券交付事業

実施主体：砂川市

対象者：市内に居住する75歳以上の高齢者でかつ市民税非課税の者

内容：5,300円に相当する範囲内の額においてバス券かハイヤー券を選択し交付

車両：市内路線バス車両、市内に営業所を有するハイヤー事業者車両

平成16年度利用者：助成券交付者 3,590人（利用率86.2%）

( 4 ) 心身障害者通所施設交通費助成事業

実施主体：砂川市

対象者：市内に居住する心身障害者で通所施設に通所するもの

内容：自宅から通所施設までに要する公共交通機関運賃の45/100を助成

車両：市内路線バス車両

平成16年度利用者：8人

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその事業を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別 紙

構造改革特別区域において実施し又はその事業を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

### 1 特定事業の名称

1206(1216)NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、構造改革特別区域内で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する団体

砂川市内で活動を行う社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

#### (2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が砂川市内

#### (3) 事業により実施される行為

事業に関与する主体がセダン型車両を用いて、要介護(要支援を含む)認定を受けている者や身体障害者、知的障害者、精神障害者などのうち単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ運営主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供するもの。

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### (1) 必要性等

平成16年度から規制緩和されたNPO法人等による有償ボランティア輸送では、車両が福祉車両に限定されている。また、タクシー事業者による介護タクシー事業が実施されているが、運行車両は福祉車両4台のみで、車椅子等を使用しない移動制約者に対する移送サービスは十分に提供できていないため、使用車両を社会福祉法人等が所有するセダン型にまで運用の拡大を図ることにより、高齢者や障害者の通院や社会参加が促進されるよう改善する。

#### (2) 砂川市福祉有償運送運営協議会

福祉有償運送事業の円滑な実施のために、関係機関による砂川市福祉有償運送運



営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。運営協議会の事務局は砂川市社会福祉課に置く。

#### 運営協議会の構成等

運営協議会は砂川市が主宰し、構成員は次の者とする。

- ・ 砂川市長が指名する職員
- ・ 北海道運輸局札幌運輸支局長又はその指名する職員
- ・ 学識経験者
- ・ 利用者代表
- ・ 地域ボランティア
- ・ バス、タクシー等関係交通機関の代表

#### 苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は、必要に応じて運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

### （３）運営主体

砂川市内で活動する社会福祉法人、NPO法人（保健、医療または福祉の増進を図ることを主たる目的として活動を行う者に限る。）医療法人及び公益法人で、次の要件を満たし、運営協議会の決議を経て道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

#### 運送の対象者

運送の対象者は、下記の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた者及びその介護人とする。

介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」

その他の肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）精神障害、知的障害等により独立した移動が困難なため、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

#### 対象者の管理

運営主体は、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定や身障手帳・療育手帳など、対象者の証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

## 苦情の処理

運送主体は、利用者の苦情受け付けについて、会員登録時に説明し対応する。

### (4) 使用車両

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しているものとし、外部から見やすいように車体側面に有償運送の許可を受けた車両であることを表示するものとする。

また、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項に適合するものとする。

運営主体と自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。

当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。

利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明確に表示されていること。

### (5) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営協議会において次の事項について検討し、十分な能力及び経験を有していると認められた場合は、これによらないことができる。

申請前2年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと。

北海道公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること

社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること。

移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者であること。

その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること。

### (6) 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険もしくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る)に加入してい

ること。

( 7 ) 運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業のおおむね 1 / 2 とする。

( 8 ) 運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

( 9 ) 法令遵守

運営主体が、道路運送法第 7 条の欠格事由に該当するものでないこと。